

堺市パートナーシップ宣誓制度の拡充について

1 制度の拡充について

- ・ファミリーシップ制度の導入についての要望
- ・他政令市のファミリーシップ制度導入の広がり

ファミリーシップ制度導入自治体（令和 5 年 11 月末現在）

- ・政令市：パートナーシップ制度導入市（18 市）のうち、下記の 8 市が実施
 - ※静岡市（R4.4 パートナーシップと同時）
 - ※福岡市（R4.4 パートナーシップを拡充）
 - ※北九州市（R4.4 パートナーシップを拡充）
 - 大阪市（R4.8 パートナーシップを拡充）
 - ※さいたま市（R4.11 パートナーシップを拡充）
 - 名古屋市（R4.12 パートナーシップと同時）
 - 札幌市（R5.4 パートナーシップを拡充）
 - 千葉市（R5.4 パートナーシップを拡充）
 - （※名称はパートナーシップ制度であるが、子等の記載を可としている）
- ・大阪府内：パートナーシップ制度導入自治体（12 自治体）のうち、下記の 4 自治体市が実施
 - 富田林市（R4.7 パートナーシップを拡充）
 - 大阪市（R4.8 パートナーシップを拡充）
 - 池田市（R4.11 パートナーシップと同時）
 - 松原市（R5.5 パートナーシップと同時）

⇒利用者のニーズ等を踏まえ、性的少数者の方々の多様な家族のあり方を尊重し、性の多様性について一層の理解促進を図るため、ファミリーシップの関係を取り入れた制度に拡充します。

2 制度内容（案）

① 定義

- ・ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者が、その一方又は双方の子（養子を含む）若しくは親（養親を含む）を含め、日常生活において相互に支え合うことを約した関係。但し、15 歳未満の子については、同居していること又は、同居していない場合は親権者の同意を得ているものとする。
- ・パートナーシップ その一方又は双方が性的少数者である二者の間において、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係。

② 宣誓の対象者

- (1) 双方が成年者。
- (2) 少なくとも一方が市内在住か転入予定。
- (3) 双方に配偶者や他のパートナーがいない。
- (4) 婚姻をすることができない近親者でない（パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合を除く。）。

(5) ファミリーシップの宣誓をする場合は、一方又は双方の子（養子を含む）若しくは親（養親を含む）であること。

③ パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の方法

- 1 宣誓をしようとする二者は、本市の職員の面前で、宣誓書にそれぞれ自書し、次の書類を添付して提出すること。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) いずれかが市内に転入を予定していることがわかる資料（市内に住所を有していない場合）
 - (3) 婚姻をしていないことを証明する書類
 - (4) ファミリーシップの宣誓をする場合は、当事者の子又は親であることがわかる書類
- 2 ファミリーシップの宣誓をする場合は、子又は親の同意を得ていること。親又は満 15 歳以上の子を含むときは、宣誓書に親又は子が自書するものとする。子には年齢及び発達の段階に合わせた説明を行い、また、当該子の意思を十分に尊重すること。
- 3 宣誓しようとする二者が自書することができないと認められるときは、本市職員との立会いのもと、二者以外の者が代筆できる。
親又は満 15 歳以上の子が自書することができないと認められるときは、宣誓しようとする二者が代筆できる。
- 4 宣誓しようとする二者は、宣誓の際、本人確認書類を提示すること。

④ 受領証等の交付

要件の全てを満たしている場合に、堺市パートナーシップ宣誓書受領証又はファミリーシップ宣誓書受領証と宣誓書の写しを交付する。

ファミリーシップの関係にある旨の宣誓を行う場合、子や親に対する受領証の交付は、希望する場合のみとする。

⑤ 通称名の使用

性別違和である場合その他特に理由がある場合は、宣誓書に通称名を使用できる。

（通称名が記載されている健康保険被保険者証、写真証、郵便物などで確認）

⑥ 受領証の再交付

- 1 受領証の交付を受けたパートナーシップの関係にある宣誓者は、受領証を紛失・毀損したとき、再交付申請書を提出することができる。
受領証の毀損による再交付は、毀損した受領証を添付すること。
- 2 申請の際には、本人確認書類を提示すること。
- 3 紛失により再交付を受けた者は、紛失した受領証を発見したときは速やかにその受領証を返還する。
- 4 受領証は、③の 1 により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、再交付する。

⑦ 受領証の記載事項の変更

- 1 宣誓者は次の場合、記載事項変更届に、交付済の受領証を添付して提出すること。
 - (1) 受領証に記載の者の氏名変更があったとき。
 - (2) 宣誓者の一方の死亡により受領証からその氏名を削除するとき。ただし、引き続きファミリーシップの関係を継

続する場合に限る。

(3) 受領証に子や親の氏名を追加するとき。

(4) 受領証から子や親の氏名を削除するとき。

2 (1)から(3)の場合は、変更内容がわかる書類を添付すること。

3 (2)から(4)の場合は、子や親の同意を得ていること。親又は満 15 歳以上の子を含むときは、記載事項変更届に親又は子が自書すること。子には、年齢及び発達の程度に合わせた説明を行い、また、当該子の意思を十分に尊重すること。

4 宣誓者が自書することができないと認められるときは、宣誓者以外の者が代筆できる。

親又は満 15 歳以上の子が自書することができないと認められるときは、宣誓者が代筆できる。

5 (4)において親又は子が 15 歳以上の場合、自ら記載事項変更届を提出できる。宣誓者は、子の意思を十分に尊重し、協力するものとする。

6 申請の際、宣誓者は本人確認書類を提示すること。

⑧ 受領証の失効及び返還

次の場合、受領証は失効し、返還届に添付して返還すること。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップの関係が解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓の対象者の要件に該当しなくなったときや、宣誓書を提出した時点で宣誓の対象者の要件に該当していないことがわかったとき。

2 (2)に限り、希望する場合はファミリーシップの関係を継続することができる。

⑨ 他の自治体のパートナーシップ宣誓との相互連携を図る場合の取扱い

1 本市と自治体間連携に関する協定を締結している自治体（以下「連携自治体」という。）でパートナーシップ宣誓又はファミリーシップ宣誓の受領証の交付を受けている場合で、本市へ転入後も引き続き継続する場合は、連携協定に基づき、本市の受領証を交付する。

2 転入宣誓者は、それぞれが自書した申告書に、次の書類を添付して提出すること。

(1) 連携自治体の受領証等

(2) 住所変更がわかる書類

3 転入宣誓者が自書することができないときは、本市職員と転入宣誓者の立会いのもと、転入宣誓者以外の者が代筆できる。

親又は満 15 歳以上の子を含むときは、記載事項変更届に親又は子が自書すること。

ただし、親又は満 15 歳以上の子が自書することができないと認められるときは、転入宣誓者が代筆できる。

4 市は受領証を交付したとき、遅滞なく転出元の連携自治体に通知する。ただし、転入宣誓者の同意を得るものとする。

5 転入宣誓者が申告書を提出する際は、本人確認書類を提示すること。

6 宣誓者が連携自治体へ転出し、その自治体に本市の受領証を提出した場合、受領証が返還されたものとする。

⑩その他

・これまでに交付した宣誓書受領証は、改正後も引き続き有効とする。